

(令和6年度税制改正による変更点のお知らせ)

◆定額減税について

令和6年度税制改正により令和6年度分の市民税・県民税において定額減税が実施されます。
詳しくは、[越前市ホームページ](#)や越前市広報6月号をご確認ください。



越前市ホームページ

◇ 対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下で個人住民税(市民税・県民税)所得割が課税される方
※均等割のみ課税される方は定額減税の対象外となります。

◇ 減税額

- ・本人：1万円
 - ・控除対象配偶者・扶養親族(国外居住者を除く)：1人につき1万円
- ※同一生計配偶者がいる方は、令和7年度分の市民税・県民税において1万円の定額減税が行われます。
- ※算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。
- ※住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減額されます。

◇ 給与からの特別徴収の方法

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月～令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。



◇ 定額減税額の確認方法

「令和6年度給与所得等にかかる市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」の摘要欄において、以下のとおり記載いたします。

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）												
所得	給与収入	主たる給与 以外の合算 所得区分	国民年金	厚生年金	雇用保険	労務費	退職金	雑所得	課 税	総所得②		
	前年所得(注) 基礎控除額		国民年金	厚生年金	雇用保険	労務費	退職金	雑所得		山林所得		
	その他の所得計											
		総所得金額Ⅰ									分離短期譲渡	
											分離長期譲渡	

摘要欄(例)

定額減税額 市 〇〇,〇〇〇円 , 県 〇〇,〇〇〇円

	令和4年度(平成31年)	令和5年度(令和元年度)	令和6年度(令和2年度)	納付額
市民税	税額控除額⑤			6月分
	所得割額⑥			7月分
	均等割額⑦			8月分
居民税	税額控除額⑤			9月分
	所得割額⑥			10月分
	均等割額⑦			11月分
森林環境税⑧				12月分
特別徴収税額⑨				1月分
控除不足額⑩				2月分
延滞金・催告手数料⑪				
既納付金額⑫				
繰上納付額⑬・⑭・⑮				
変更前税額⑯				
増減額(前-後)				
変更月				

税額控除額⑤欄に定額加算された額が表示さ

給与から天引きされる
定額減税後の月割税額
が表示されます。

税額控除額⑤欄に定額減税額が加算された額が表示されます。

◆森林環境税(国税)について

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標を達成し、自然災害を防ぐ森林整備等の財源を確保するため創設された国税です。

令和6年度から国内に住所のある個人に対し、1人年額 1,000 円を個人住民税(市民税・県民税)の均等割と併せて、市町村が賦課徴収します。その税収の全額が国から森林環境譲与税として、都道府県や市町村へ譲与されます。なお、東日本大震災復興基本法に基づき、均等割の標準税率を年額 1,000 円引き上げていた臨時的措置は終了しました。

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）		1,000円
県民税均等割	1,500円	1,000円
市民税均等割	3,500円	3,000円
計	5,000円	5,000円

